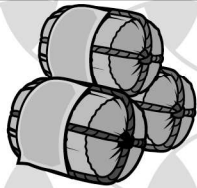


担い手通信



第47号
令和8年9月発行

大仙市 農林部 農業振興課
大仙市大曲花園町1番1号
電話：0187-63-1111
FAX：0187-62-9388

今回のラインナップ

- ★ 令和9年度実施予定の農業用機械等購入に対する補助事業要望の取りまとめを行います
(表面：国事業、裏面：県・市事業)
- ★ 担い手通信の郵送終了のお知らせ
- ★ 農業情報メール配信中!



令和9年度実施予定の農業用機械等購入に対する補助事業要望取りまとめを行います

経営面積の拡大や複合経営の新規取り組み、新規就農等を計画し、農業用機械・施設の導入等を検討されている方は、大仙市農業振興課又は最寄りの各支所農林建設課にご相談ください。

令和9年度の国・県・市の補助事業の実施内容については現在のところ未定ですが、事業実施には付加価値額の拡大(所得向上)や対象機械ごとの必要面積など様々な要件がありますので、ご注意ください。

なお、要望したことで必ず採択されるものではありませんので、あらかじめご了承ください。

また、下記の事業内容は令和8年度に実施中のものであり、今後変更となる可能性もありますので、併せてご了承ください。

国の補助事業

◆ 農地利用効率化等支援交付金

「地域計画」が作成された地域において、地域計画の目標地図に位置付けられた方が、融資を受けて行う経営改善の取組に必要な農業用機械・施設の導入に対して支援する事業です。

- 【対象】トラクター、田植機等の農業用機械や乾燥調製施設等
【対象者】地域計画の目標地図に位置付けられた者(集落営農含む)
【補助率】3/10以内、上限300万円(目標年度の経営面積が水田作で20ha、露地作で5ha、施設園芸作で1ha以上の場合は上限600万円)
【要件】融資を受けて機械等の導入を行うこと。
【成果目標】必須目標+選択目標から選択(目標年度：事業実施の翌々年度)
〔必須目標〕①付加価値額(収入総額-費用総額+人件費)の拡大
〔選択目標〕②農産物の価値向上、③単位面積当たり収量の増加、④経営コストの縮減
【留意事項】過去に本事業及び類似事業を実施した者は、原則として目標年度に成果目標を達成している必要があります。

◆ 地域農業構造転換支援事業

◇ 地域農業構造転換支援事業

地域の中核となって農地を引受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械・施設の導入を支援する事業です。

- 【対象】トラクター、田植機等の農業用機械や乾燥調製施設等
【対象者】次の要件を満たす地域計画に位置付けられた担い手(集落営農含む)
①目標集積率が6割以上(中山間地は5割以上)
②目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加していること
【補助率】3/10以内、上限個人1,500万円、法人3,000万円
【成果目標】ア〜ウから選択(目標年度：事業実施の翌々年度)
ア 経営面積の3割以上又は4ha以上の拡大
イ 付加価値額の1割以上の拡大
ウ 労働生産性(付加価値額÷総労働時間(または労働人数))の3%以上の向上
【留意事項】過去に本事業及び類似事業を実施した者は、原則として目標年度に成果目標を達成している必要があります。

◇ 新規就農者チャレンジ事業

早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む新規就農者に対し、必要な機械等の導入等の取組を支援する事業です。

- 【対象】農業用機械・施設等の導入(修繕・移設等含む)、家畜導入、機械リース等
【対象者】就農時の年齢が65歳未満の認定新規就農者で、次の要件を満たす地域計画に位置付けられた者
①目標集積率が6割以上(中山間地は5割以上)
②目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加していること
【補助率】3/10以内、上限個人1,500万円、法人3,000万円
【成果目標】ア〜ウから選択(目標年度：事業実施の翌々年度)
ア 経営面積の3割以上又は4ha以上の拡大
イ 付加価値額の1割以上の拡大
ウ 労働生産性(付加価値額÷総労働時間(または労働人数))の3%以上の向上
【留意事項】経営開始資金を受給中の者は活用不可。但し、受給終了後は活用可。

◆ スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業

農業者の高齢化・減少が進む中において、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、農業支援サービス事業者の育成や活動の促進、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系の抜本的な転換等の取組を支援する事業です。

◇ スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

○農業支援サービスの育成加速化支援 ― サービス事業の立ち上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス事業の試行・改良、サービス提供に必要なスマート農業機械の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備(例：ドローンによる水稻の追肥、防除作業の受託)

◇ スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

○スマート技術体系転換加速化支援 ― スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換等を行う産地への支援(例：自動操舵システム付農機+栽培農地整備による効率化)

【補助率】定額または1/2以内(上限あり)

◆ 環境保全型農業直接支払交付金

国では、現行の制度を見直し、令和9年度を目標に新たな環境直接支払交付金を創設することを検討しております。

- 【基本的な考え方】①みどりの食料システム法の認定計画に基づく農業者を支援(みどり認定取得を要件)
②農法の転換、拡大による掛かり増しコスト+減収等の導入リスクへの支援
③生産性向上と環境負荷低減の両立を促す支援として面積払い
【事業要件】申請から5年後までに『市場価値を高める取組』『生産安定化の取組』『デジタル化の取組』を実施すること
【支援対象となる取組(案)】①有機農業への転換 慣行農業から有機農業への転換に向けた取組への支援
②環境価値の創出 温室効果ガス削減等の民間投資に繋がる取組への支援
③土づくりの面的拡大 土づくり、化学肥料、化学農薬低減の取組への転換、面積拡大への支援
【留意事項】支援対象となる取組、支援内容等については、今後国・県より通知があり次第、農業者メール(裏面下段参照)にて周知いたします。

国の補助事業の詳細は
農林水産省のWebページ
<https://www.maff.go.jp/>



裏面に県と市の補助事業を掲載しています→

県の補助事業

◆ 稼ぐあきたの園芸経営体応援事業

園芸拡大計画に位置付けられた生産者が、収益向上（販売額10%の増加又は生産コスト10%低減の取組）や気候変動対策を目的として行う園芸品目の生産に必要な施設・機械等の整備を支援する事業です。

- 【対象品目】県の戦略作物に該当する野菜、花き、果樹、土地利用型作物
【対象者】認定農業者、認定新規就農者、機械共同利用組合等
【補助率】通常：4/12以内
（非農家出身の者が新規就農する場合：6/12以内）
【市協調助成】① 通常分 1/12以内
② 独立自営の認定新規就農者、経営開始資金の対象者、市新規就農者研修施設研修生が研修終了後5年以内に実施する場合 2/12以内
③ いぶりがっこの増産に向けた取組に必要な設備等を導入する場合 2/12以内
④ 大仙農業元気賞受賞者（受賞後5年以内）3/12以内

◆ 来たれ次期社長候補!経営継承促進事業 （人材確保・育成に向けた整備支援タイプ）

さらなる農地集積が期待される集落型農業法人等の農業生産基盤の維持・強化に資する取り組みとして、経営継承計画の策定や人材確保に向けた雇用環境整備等を支援する事業です。

- 【対象】① ソフト支援メニュー：専門家等招へい費、研修費、資格取得費等
② ハード支援メニュー：施設整備費（トイレ、休憩所の設置等）
【対象者】集落型農業法人又は農地を20ha以上集積している認定農業法人で、外部人材を雇用により翌年度までに受け入れる計画を有していること
【補助率】1/3以内、上限100万円
【留意事項】② ハード支援メニューを実施する場合は、①ソフト支援メニューの取組も実施する必要があります。

◆ ミドルエイジ支援事業

経営開始直後の中年層の独立・自営就農者に対して就農初期段階の所得安定を図るための資金を交付する事業です。

- 【対象者】経営開始時に50歳以上60歳未満の認定新規就農者又は認定農業者で、地域計画の目標地図に位置付けられている、又は位置付けられることが確実と見込まれること
【支援額】120万円/年、最長3年間
【主要要件】① 経営を継承する場合、経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等のリスクを負っていると認められること
② 前年の世帯所得が600万円以下であること
③ 給付期間と同期間、同程度の営農を継続すること

市の補助事業

◆ 大仙市「農業と食」地域活性化推進事業

地域の担い手を確保し持続可能な強い農業の実現並びに魅力ある大仙ブランドを確立することを目的とする事業です。

◇ 持続可能な強い農業支援事業

- 【対象】①担い手確保コース：労働環境改善、安全性向上のための機械導入（キャノピー、キャビネット、エアコン、安全装置、スライドモア、リモコン草刈り機等）
②省エネ・スマート化コース：
ア. RTK-GNSS受信機能付農業用機械の導入（自動操舵トラクター、高性能田植機、ドローン、ドローン免許取得等）既存機械に取り付ける自動操舵システム導入
基地局加入に係るライセンス料
イ. ロボット技術・AI・IoT技術を活用した農業用機械の導入（ドローン、収量センサーコンバイン、ほ場水管理システム、ハウス環境制御システム、ドローン免許取得等）
ウ. 水稻直は栽培に使用するアタッチメント等導入（ケンブリッジローラー、グレーンドリル、スリップローラーシーダー、直は用田植機等）
③環境への配慮コース：化学肥料、農薬の低減に取り組むための機械導入（可変施肥田植機、乗用除草機、マニユアスプレッター等）
【要件】市内に住所を有する認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織
【補助率】①：1/2以内、上限50万円
②のア：1/4以内、上限100万円
②のイ：1/2以内、上限50万円
②のウ：1/3以内、上限100万円
③：1/2以内、上限50万円
【留意事項】令和8年度に次に掲げる事業の補助を受けている者は、対象となりません。
持続可能な強い農業支援事業

◇ 大仙ブランド創出支援事業

- 【対象】①市産米ブランディングへの取組コース：
ア. 地域特産米（ブランド米）栽培に対する支援
A. 国・県・JA等で設定する認証制度を取得する米
B. 特産品として活用可能な米
イ. 大仙市統一ブランド日本酒製造に係る大仙市産米の生産に対する支援
②市農畜産物と特色ある食文化・発酵文化を活用したブランディングコース：
ア. 特産品PR活動に対する支援
（首都圏イベント出店、販促活動等の経費に対する支援）
イ. 特産品生産に対する支援
（いぶりがっこ用大根、杜仲の葉、伝統野菜、夏秋イチゴ）
ウ. 特産品のブランディング強化に対する支援
（商品開発のための委託費、JAS・GAP等取得費、成分分析・パッケージ製作等）
【補助率】①のアA：3千円/10a
B：10a以上1千円/10a、10a未満5千円
①のイ：2千円/60kg
②のア：1/2以内、上限50万円
②のイ：いぶりがっこ用大根〔くん製10円/kg、生5円/kg、生産拡大1万円/10a〕
杜仲の葉〔乾燥出荷量200円/kg〕
伝統野菜・夏秋イチゴ〔均等割1万円/品種、面積割2千円/10a〕
②のウ：1/2以内、上限20万円
【留意事項】○各コースの要件等については、お問合せください。
○補助率等は変更になる場合がございますので、ご了承ください。

お知らせ

担い手通信は、次号から電子配信となり、市Webページへの掲載及び農業情報メールで配信いたします。
是非、農業情報メールの登録をお願いいたします。

農業情報メール配信中!

農業支援事業のご案内や農業災害等の情報を携帯電話等のメールに配信いたします。登録がお済みでない方は、ぜひご登録ください。

- 登録方法 ① メール作成画面で件名（タイトル）を「登録」と入力。
② 本文にお名前または法人・組織名を入力。
③ メールアドレス shinkou@city.daisen.lg.jp を宛て先にしてメールを送信。（右QRコードから送信できます）
※ メールを送信には通信料がかかります。
※ 迷惑メール対策をされている方は nogyo@guard.city.daisen.akita.jp を受信可能に設定してください。

